

市区町村別集計項目（推進体制等）

千葉県	
市区町村数	54

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2024年4月1日現在で有効なもの)						
			担当課(室)名	所 属	事 務 所 掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有					問4－1 無	
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日(西暦)	問3－2 施行日(西暦)	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間		問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況	
						28	39	8				53						
12	100	千葉市	市民局生活文化スポーツ部男女共同参画課	1	1	1	1	千葉市男女共同参画ハーモニー条例	2002年9月25日	2003年4月1日		第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン	2023年4月	～	2028年3月	1	1	
12	202	銚子市	企画課企画室	1	2	1	1				4	第4次銚子市男女共同参画計画	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1	
12	203	市川市	総務部ダイバーシティ推進課	1	2	1	1	市川市男女共同参画社会基本条例	2006年12月20日	2007年4月1日		市川市男女共同参画基本計画	2008/8/1	～	2026/3/31	1	1	
12	204	船橋市	市民協働課	1	2	1	1				3	第4次船橋市男女共同参画計画「ﾌﾞﾗﾝ」	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
12	205	館山市	市民協働課	1	2	1	1				4	第4期館山市男女共同参画推進ﾌﾞﾗﾝ	2018年4月	～	2028年3月	1	1	
12	206	木更津市	市民部地域共生推進課	1	2	1	1	木更津市彩り豊かな個性が集う共生社会づくり条例	2023年3月23日	2023年4月1日		第5次木更津市男女共同参画計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
12	207	松戸市	男女共同参画課	1	1	1	1				4	松戸市男女共同参画ﾌﾞﾗﾝ第6次実施計画	2023年4月	～	2028年3月	1	1	
12	208	野田市	人権・男女共同参画推進課	1	1	1	1				4	第4次野田市男女共同参画計画	2020年4月	～	2025年3月	1	1	
12	210	茂原市	企画政策課	1	2	2	1				4	男女ハートフル共生ﾌﾞﾗﾝ～茂原市男女共同参画計画(第4次)～	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
12	211	成田市	市民協働課	1	2	2	1				4	第4次成田市男女共同参画計画	2021年4月	～	2026年3月	1	1	
12	212	佐倉市	自治人権推進課	1	1	1	1	佐倉市男女平等参画推進条例	2002年12月27日	2003年4月1日		佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】	2020年4月1日	～	2032年3月31日	1	1	
12	213	東金市	企画課	1	2	2	2				4	第3次東金市男女共同参画ﾌﾞﾗﾝ	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
12	215	旭市	市民生活課	1	2	2	1				4	第3次旭市男女共同参画計画	2024年4月1日	～	2029年3月31日	1	1	
12	216	習志野市	多様性社会推進課	1	1	1	1	習志野市男女共同参画推進条例	2004年3月31日	2004年7月1日		習志野市第3次男女共同参画基本計画	2020年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
12	217	柏市	共生・交流推進センター	1	2	1	1				3	第三次柏市男女共同参画推進計画	2016年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
12	218	勝浦市	企画課	1	2	2	2				4	第2次勝浦市男女共同参画計画	2018年度	～	2027年度	1	1	
12	219	市原市	総合計画推進課	1	2	1	1	市原市男女共同参画社会づくり条例	2004年12月22日	2005年4月1日		いちはら男女共同参画社会づくりﾌﾞﾗﾝ	2017年4月	～	2027年3月	1	1	
12	220	流山市	男女共同参画室	1	1	1	1				3	流山市第4次男女共同参画ﾌﾞﾗﾝ	2020年4月1日	～	2025年3月31日	1	1	
12	221	八千代市	企画部企画経営課男女共同参画センター	1	1	1	1				4	第2次やちよ男女共同参画ﾌﾞﾗﾝ	2021年4月	～	2025年3月	1	1	
12	222	我孫子市	男女共同参画室	1	1	1	1	我孫子市男女共同参画条例	2006年3月27日	2006年7月1日		我孫子市第3次男女共同参画ﾌﾞﾗﾝ	2019年4月1日	～	2029年3月31日	1	1	
12	223	鴨川市	総務課	1	2	2	1				4	第3次鴨川市男女共同参画計画	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
12	224	鎌ヶ谷市	男女共同参画室	1	1	1	1				3	第3次鎌ヶ谷市男女共同参画計画	2021年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
12	225	君津市	市民生活課	1	2	1	1				4	みんなが輝くまち・きみつﾌﾞﾗﾝ(第5次君津市男女共同参画計画)	2022年6月1日	～	2027年3月31日	1	1	
12	226	富津市	企画政策部 企画課	1	2	2	1	富津市男女共同参画のまちづくり条例	2009年3月26日	2009年4月1日		富津市男女共同参画計画	2023年4月	～	2028年3月	1	1	
12	227	浦安市	多様性社会推進課	1	2	1	1				4	第3次うらやす男女共同参画ﾌﾞﾗﾝ□	2022年4月□	～	2032年3月□	1	1	
12	228	四街道市	みんなで課	1	2	1	1				4	第4次四街道市男女共同参画推進計画	2022年4月1日	～	2032年3月31日	1	1	
12	229	袖ヶ浦市	市民協働推進課	1	2	1	1				4	第5次男女共同参画計画はっぴｰﾌﾞﾗﾝ	2024年4月1日	～	2031年3月31日	1	1	
12	230	八街市	企画政策課	1	2	2	2				4	第3次八街市男女共同参画計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
12	231	印西市	市民活動推進課	1	2	1	1				4	第4次印西市男女共同参画ﾌﾞﾗﾝ	2024年4月1日	～	2029年3月31日	1	1	
12	232	白井市	市民活動支援課	1	2	1	1				4	白井市男女平等推進行動計画	2016年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2024年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有					問4－1 無
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日(西暦)	問3－2 施行日(西暦)	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間		問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況
12	233	富里市	経営戦略課	1	2	1	1				4	富里市男女共同参画計画(第3次)	2023/4/1 ～ 2028/3/31		1	1	
12	234	南房総市	市民課	1	2	1	1				4	第4次南房総市男女共同参画推進計画	2024年4月 ～ 2029年3月		1	1	
12	235	匝瑳市	企画課	1	2	2	1				4	第3次匝瑳市男女共同参画計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日		1	1	
12	236	香取市	市民協働課	1	2	1	1				4	第2次香取市男女共同参画計画	2020年4月 ～ 2027年3月		1	1	
12	237	山武市	企画政策課	1	2	1	1				4	第4次山武市男女共同参画計画	2024年4月 ～ 2028年3月		1	1	
12	238	いすみ市	企画政策課	1	2	2	1				4	第3次いすみ男女共同参画プラン	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日		1	1	
12	239	大網白里市	地域づくり課	1	2	2	1				4	第2次大網白里市男女共同参画計画	2021.4 ～ 2026.3		1	1	
12	322	酒々井町	くらし安全協働課	1	2	2	2				4	第2次酒々井町男女共同参画計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日		1	1	
12	329	栄町	くらし安全課	1	2	2	2				4	栄町男女共同参画計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日		1	1	
12	342	神崎町	総務課	1	2	2	2				4						1
12	347	多古町	企画政策課	1	2	1	1				4	第2次多古町男女共同参画推進プラン	2021.4.1 ～ 2026.3.31		1	1	
12	349	東庄町	総務課	1	2	2	2				4	第2次東庄町男女共同参画計画	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日		1	1	
12	403	九十九里町	企画政策課	1	2	1	2				4	九十九里町男女共同参画計画	2023 ～ 2028		1	1	
12	409	芝山町	企画空港政策課	1	2	2	2				4	芝山町男女共同参画計画	2023年3月 ～ 2028年3月		1	1	
12	410	横芝光町	企画空港課	1	2	2	1				4	第3次横芝光町男女共同参画計画	2024年4月1日 ～ 2029年3月31日		1	1	
12	421	一宮町	企画広報課	1	2	2	2				4	一宮町男女共同参画計画	2022年4月 ～ 2027年3月		1	1	
12	422	睦沢町	総務課 庶務秘書班	1	2	2	2				4	睦沢町男女共同参画計画	令和3年4月 ～ 令和7年3月		1	1	
12	423	長生村	総務課	1	2	2	2				4	長生村男女共同参画計画	2021年3月 ～ 2025年3月		1	1	
12	424	白子町	企画財政課	1	2	2	1				4	白子町男女共同参画推進計画	2023年4月1日 ～ 2028年3月31日		1	1	
12	426	長柄町	総務課	1	2	2	2				4	長柄町男女共同参画計画	2021年4月 ～ 2026年3月		1	1	
12	427	長南町	企画財政課	1	2	2	1				4	長南町男女共同参画計画	2021年4月 ～ 2026年3月		1	1	
12	441	大多喜町	企画課	1	2	2	2				4	第2次大多喜町男女共同参画計画	2021年4月 ～ 2026年3月		1	1	
12	443	御宿町	企画財政課(男女共同参画) 保健福祉課(DV関係)	1	2	2	2				4	御宿町男女共同参画計画	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日		1	1	
12	463	鋸南町	総務企画課	1	2	2	1				4	鋸南町男女共同参画推進計画	2022年 ～ 2025年		1	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
2 無

諮問機関

- 1 有
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年3月末までの制定を目途に検討中
2 2024年度以降の制定を目途に検討中
3 その他
4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
2 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
2 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設 形態		問6－5 管理・運営主体					
													施設管理		事業運営			
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	
			10								1	9	7	2	1	8	2	0
12	100	千葉市	千葉市男女共同参画センター		260-0844	千葉市中央区千葉寺町1208番地2 (千葉市ハーモニアプラザ内)	043-209-8771	043-209-8776	https://www.chp.or.jp/danjo/		○		○				○	
12	202	銚子市																
12	203	市川市	市川市男女共同参画センター	ウイス	272-0034	千葉県市川市市川1-24-2	047-322-6700	047-322-6888	https://www.city.ichikawa.lg.jp/gen05/1111000001.html		○			○	○			
12	204	船橋市	船橋市男女共同参画センター		273-0005	千葉県船橋市本町1-3-1 フェイスビル5階	047-423-0757	047-423-3436	https://www.city.funabashi.lg.jp/shisetsu/shiminkatsudo/0002/0003/0001/p011270.html		○	○				○		
12	205	館山市																
12	206	木更津市																
12	207	松戸市	男女共同参画センター	ゆうまつど	271-0091	千葉県松戸市本町14番地の10	047-364-8783	047-364-7888	https://www.city.matsudo.chiba.jp/shisetsuguide/kaikan_hole/yuu_matsudo/	○		○				○		
12	208	野田市																
12	210	茂原市																
12	211	成田市																
12	212	佐倉市	佐倉市男女平等参画推進センター	ミウス	285-0837	千葉県佐倉市王子台1丁目23番地 レイクピアウス13階	043-460-2580	043-460-2582	http://mews.shiteikanri-sakura.jp/		○		○				○	
12	213	東金市																
12	215	旭市																
12	216	習志野市	習志野市男女共同参画センター	ステップならしの	275-0016	千葉県習志野市津田沼5-12-12サンロード津田沼5階	047-453-9307	047-453-9327	https://www.city.narashino.lg.jp/		○	○				○		
12	217	柏市	柏市男女共同参画センター		277-0005	千葉県柏市柏一丁目7番1-301号Day Oneタワー3階	471671127	471657323	https://www.city.kashiwa.lg.jp/kyosei-c/sankakueye/6696.html		○	○				○		
12	218	勝浦市																
12	219	市原市																
12	220	流山市																
12	221	八千代市	八千代市男女共同参画センター		276-0033	八千代市八千代台南1-11-6	047-485-7088	047-485-7398	https://www.city.yachiyo.lg.jp/soshiki/3/		○	○				○		
12	222	我孫子市																
12	223	鴨川市																
12	224	鎌ヶ谷市	男女共同参画推進センター		273-0101	千葉県鎌ヶ谷市富岡1-1-3	047-401-0891	047-401-0892	https://www.city.kamagaya.chiba.jp/sesakumidashi/sesaku-danjokyoudo/danjo_center/index.html		○	○				○		
12	225	君津市																
12	226	富津市																
12	227	浦安市	多様性社会推進課	ルピナス	279-0004	千葉県浦安市猫実1-1-2文化会館2階	047-712-6803	047-353-1145	https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/danjo/index.html		○	○				○		
12	228	四街道市																
12	229	袖ヶ浦市																
12	230	八街市																
12	231	印西市																
12	232	白井市																
12	233	富里市																
12	234	南房総市																
12	235	匝瑳市																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設 形態		問6－5 管理・運営主体					
													施設管理			事業運営		
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	
12	236	香取市																
12	237	山武市																
12	238	いすみ市																
12	239	大網白里市																
12	322	酒々井町																
12	329	栄町																
12	342	神崎町																
12	347	多古町																
12	349	東庄町																
12	403	九十九里町																
12	409	芝山町																
12	410	横芝光町																
12	421	一宮町																
12	422	睦沢町																
12	423	長生村																
12	424	白子町																
12	426	長柄町																
12	427	長南町																
12	441	大多喜町																
12	443	御宿町																
12	463	鋸南町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2024年4月1日現在で開設済の施設）															
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業										
					常勤 期間勤 の定め がない 職員	非常勤 (雇用) 期間の 定めが ある 職員		広報啓 発	講座	相談事 業	情報 提供・ 収集	苦情 処理	交流 促進	企業・ NPO との連 携	国際 交流	調査 研究	その他	
			10						10	10	9	10	2	7	2	0	5	
12	100	千葉市	千葉市男女共同参画センター	1999年12月1日	10	11	47,916	○	○	○	○		○				○	
12	202	銚子市																
12	203	市川市	市川市男女共同参画センター	1991年11月1日	7	16	28,142	○	○	○	○	○	○	○			○	
12	204	船橋市	船橋市男女共同参画センター	1994年4月1日	1	4	5,392	○	○	○	○		○					DVD鑑賞会、一時保育付き読書タイム
12	205	館山市																
12	206	木更津市																
12	207	松戸市	男女共同参画センター	1980年11月29日	5	13	30,005	○	○	○	○		○	○				男女共同参画センター管理・運営・受付、女性の居場所事業
12	208	野田市																
12	210	茂原市																
12	211	成田市																
12	212	佐倉市	佐倉市男女平等参画推進センター	2003年4月1日	0	12	3,100	○	○	○	○		○					
12	213	東金市																
12	215	旭市																
12	216	習志野市	習志野市男女共同参画センター	2003年11月1日	1	2	1,362	○	○		○							男女共同参画推進団体の支援
12	217	柏市	柏市男女共同参画センター	2016年5月14日	6	4	11,280	○	○	○	○	○	○				○	
12	218	勝浦市																
12	219	市原市																
12	220	流山市																
12	221	八千代市	八千代市男女共同参画センター	1989年6月1日	3	6	6,268	○	○	○	○						○	
12	222	我孫子市																
12	223	鴨川市																
12	224	鎌ヶ谷市	男女共同参画推進センター	2006年10月1日	0	6	6,582	○	○	○	○		○					
12	225	君津市																
12	226	富津市																
12	227	浦安市	多様性社会推進課	2002年10月1日	4	2	12,851	○	○	○	○						○	男女共同参画登録団体への働きかけ、ネットワークづくり
12	228	四街道市																
12	229	袖ヶ浦市																
12	230	八街市																

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男 女 共 同 参 画 ・ 女 性 の た め の 総 合 的 な 施 設 （ 2024 年 4 月 1 日 現 在 で 開 設 済 の 施 設 ）														
			問6－1 名 称	問6－2 設立年月日	問6－6 職員数(人)		問6－7 予算額 (千円)	問6－8 主 な 事 業									
					期常 間勤 の（ 定雇 め用 が（ ない任用 職）	用非 （常 期勤 間の（ 定め雇用 がある）		広 報 啓 発	講 座	相 談 事 業	情 報 ・ 提 供 集 約	苦 情 処 理	交 流 促 進	企 業・ N P O と の 連 携	国 際 交 流	調 査 研 究	その他
12	231	印西市															
12	232	白井市															
12	233	富里市															
12	234	南房総市															
12	235	匝瑳市															
12	236	香取市															
12	237	山武市															
12	238	いすみ市															
12	239	大網白里市															
12	322	酒々井町															
12	329	栄町															
12	342	神崎町															
12	347	多古町															
12	349	東庄町															
12	403	九十九里町															
12	409	芝山町															
12	410	横芝光町															
12	421	一宮町															
12	422	睦沢町															
12	423	長生村															
12	424	白子町															
12	426	長柄町															
12	427	長南町															
12	441	大多喜町															
12	443	御宿町															
12	463	鋸南町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長 、 自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7－1			市 区 長 数	うち 女性 市区 長数	女性 比率 （%）	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長 数	女性 比率 （%）	町 村 長 数	うち 女性 町村 長数	女性 比率 （%）	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長 数	女性 比率 （%）	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長 数	女性 比率 （%）
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称																
				1		37	4	10.8	46	1	2.2	17	1	5.9	14	0	0.0	9,178	753	8.2
12	100	千葉市				1	0	0.0	2	0	0.0							1101	142	12.9
12	202	銚子市				1	0	0.0	1	0	0.0							226	19	8.4
12	203	市川市				1	0	0.0	2	0	0.0							226	32	14.2
12	204	船橋市				1	0	0.0	2	0	0.0							891	125	14.0
12	205	館山市				1	0	0.0	1	0	0.0							152	8	5.3
12	206	木更津市				1	0	0.0	1	1	100.0							224	7	3.1
12	207	松戸市				1	0	0.0	2	0	0.0							349	35	10.0
12	208	野田市				1	0	0.0	1	0	0.0							328	20	6.1
12	210	茂原市				1	0	0.0	1	0	0.0							235	9	3.8
12	211	成田市				1	0	0.0	2	0	0.0							285	24	8.4
12	212	佐倉市				1	0	0.0	1	0	0.0							254	32	12.6
12	213	東金市				1	0	0.0	1	0	0.0							77	1	1.3
12	215	旭市				1	0	0.0	1	0	0.0							155	1	0.6
12	216	習志野市				1	0	0.0	1	0	0.0							249	45	18.1
12	217	柏市				1	1	100.0	2	0	0.0							295	33	11.2
12	218	勝浦市				1	1	100.0	2	0	0.0							49	0	0.0
12	219	市原市				1	0	0.0	2	0	0.0							512	27	5.3
12	220	流山市				1	0	0.0	1	0	0.0							184	16	8.7
12	221	八千代市				1	0	0.0	1	0	0.0							253	34	13.4
12	222	我孫子市	2001年6月26日	我孫子市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							189	27	14.3
12	223	鴨川市				1	0	0.0	1	0	0.0							97	3	3.1
12	224	鎌ヶ谷市				1	1	100.0	1	0	0.0							102	9	8.8
12	225	君津市				1	1	100.0	1	0	0.0							204	5	2.5
12	226	富津市				1	0	0.0	1	0	0.0							107	1	0.9
12	227	浦安市				1	0	0.0	2	0	0.0							84	10	11.9
12	228	四街道市				1	0	0.0	1	0	0.0							87	8	9.2
12	229	袖ヶ浦市				1	0	0.0	1	0	0.0							191	9	4.7
12	230	八街市				1	0	0.0	1	0	0.0							39	3	7.7
12	231	印西市				1	0	0.0	1	0	0.0							195	6	3.1
12	232	白井市				1	0	0.0	1	0	0.0							97	8	8.2
12	233	富里市				1	0	0.0	1	0	0.0							114	12	10.5
12	234	南房総市				1	0	0.0	1	0	0.0							116	1	0.9
12	235	匝瑳市				1	0	0.0	1	0	0.0							104	2	1.9
12	236	香取市				1	0	0.0	1	0	0.0							310	6	1.9
12	237	山武市				1	0	0.0	1	0	0.0							266	11	4.1
12	238	いすみ市				1	0	0.0	1	0	0.0							91	0	0.0
12	239	大網白里市				1	0	0.0	1	0	0.0							117	7	6.0
12	322	酒々井町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	5	12.5
12	329	栄町										1	0	0.0	1	0	0.0	38	2	5.3
12	342	神崎町										1	0	0.0	0	0		23	1	4.3
12	347	多古町										1	1	100.0	1	0	0.0	53	0	0.0
12	349	東庄町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
12	403	九十九里町										1	0	0.0	1	0	0.0	45	0	0.0

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長、自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7-1			市 区 長 数	うち 女性市区長数	女性比率 （%）	副 市 区 長 数	うち 女性副市区長数	女性比率 （%）	町 村 長 数	うち 女性町村長数	女性比率 （%）	副 町 村 長 数	うち 女性副町村長数	女性比率 （%）	自 治 会 長 数	うち 女性自治会長数	女性比率 （%）
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
12	409	芝山町										1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
12	410	横芝光町										1	0	0.0	1	0	0.0	89	2	2.2
12	421	一宮町										1	0	0.0	1	0	0.0	36	0	0.0
12	422	睦沢町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
12	423	長生村										1	0	0.0	1	0	0.0	41	1	2.4
12	424	白子町										1	0	0.0	0	0		32	1	3.1
12	426	長柄町										1	0	0.0	1	0	0.0	48	3	6.3
12	427	長南町										1	0	0.0	1	0	0.0	28	0	0.0
12	441	大多喜町										1	0	0.0	1	0	0.0	63	0	0.0
12	443	御宿町										1	0	0.0	0	0		10	0	0.0
12	463	鋸南町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づ く審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード																
			問8-1			問8-2							(再掲)市町村防災会 議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会 議(会長を含む)																			
			目 標 値 (%)	目 標 達 成 期 限	目 標 値	審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 女 性 数 委員	女性 比 率 (%)			委 員 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 女 性 数 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 数 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 数 委員	女性 比 率 (%)	問8 目標設 定の対象であ る審議会等の 目標及び現状 値	その他	問9 地方自 治法(第202条 の3)に基づく 審議会等にお ける登用状況	その他	問10 地方自 治法(第180条 の5)に基づく 委員会等にお ける登用状況	その他						
12	230	八街市	25.0	2027年3月	25	38	22	381	75	19.7			32	22	339	71	20.9	5	2	42	4	9.5	31	5	16.1	32	5	15.6	1		1				
12	231	印西市	30.0	2029年3月	30%以上を維持	65	59	750	224	29.9	市の条例・規則・要綱に基づく審議会		38	35	445	140	31.5	5	3	24	4	16.7	39	5	12.8	40	5	12.5	2	2024年3月31日	2	2024年3月31日	1		
12	232	白井市	33.0	2026年3月		51	46	576	194	33.7	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された付属機関		48	44	561	191	34.0	5	5	30	9	30.0	30	2	6.7	31	2	6.5	1			1			
12	233	富里市	40.0	2028年3月		41	35	417	119	28.5			41	35	417	119	28.5	5	4	21	6	28.6	33	7	21.2	34	7	20.6	1			1			
12	234	南房総市	30.0	2028年3月		32	18	410	76	18.5	地方自治法第202条の3に基づく審議会等		32	18	410	76	18.5	5	4	32	8	25.0	29	1	3.4	30	1	3.3	1			1			
12	235	匝瑳市	40.0	2027年3月		47	35	579	142	24.5	法、条例、要綱等により設置された審議会・委員会等		31	22	373	77	20.6	5	3	42	8	19.0	28	1	3.6	29	1	3.4	1			1			
12	236	香取市	30.0	2027年3月		40	37	553	139	25.1	条例・規則・要綱等により設置されている懇談会、会議等		43	39	617	146	23.7	4	2	30	5	16.7	33	5	15.2	34	5	14.7	1			1			
12	237	山武市	40.0	2028年3月		58	50	830	224	27.0	市の規則・要綱で設置された審議会等、地方自治法第202条の3に基 づく審議会等		30	26	447	127	28.4	5	3	31	7	22.6	33	13	39.4	34	13	38.2	1			1			
12	238	いすみ市	30.0	2027年3月		30	21	363	87	24.0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等		29	20	325	69	21.2	5	2	26	2	7.7	16	4	25.0	17	4	23.5	1			1			
12	239	大網白里市	30.0	2026年3月		42	31	588	151	25.7	法令・条例・規則・要綱で設置されている審議会		27	21	411	113	27.5	5	3	30	4	13.3	29	5	17.2	30	5	16.7	1			1			
12	322	酒々井町				0	0	0	0				18	17	221	54	24.4	5	3	21	6	28.6	33	4	12.1	34	4	11.8	1			1			
12	329	栄町	30.0	2027年3月		65	26	334	75	22.5	審議会の委員、自治組織の会長及び副会長		27	21	253	67	26.5	5	3	21	5	23.8	22	2	9.1	23	2	8.7	2	2024年3月31日	1		1		
12	342	神崎町				0	0	0	0				9	7	76	20	26.3	5	2	29	3	10.3	7	0	0.0	8	0	0.0	1			1			
12	347	多古町	20.0	2026年3月	2026.3.31までに20.0%	28	21	303	76	25.1			22	18	252	64	25.4	5	2	36	4	11.1	25	5	20.0	26	6	23.1	1			1			
12	349	東庄町	40.0	2026年3月		36	29	384	100	26.0	法律又は法令により設置した審議会等・規則、規定、要項等により設置 した審議会		21	19	232	58	25.0	5	2	23	4	17.4	20	2	10.0	21	2	9.5	1			1			
12	403	九十九里町	20.0	2028年3月		12	9	143	36	25.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、女性の登用状況		12	9	128	28	21.9	5	2	22	3	13.6	18	1	5.6	19	1	5.3	2	2024年8月28日	2	2024年8月28日	1		
12	409	芝山町				0	0	0	0				33	16	398	85	21.4	5	3	41	6	14.6	32	0	0.0	33	0	0.0	1			1			
12	410	横芝光町	40.0	2029年3月		32	28	387	97	25.1	地方自治法(第202条の3)及び地方自治法(第180条の5)に基づく審議 会等(委員会や協議会も含む)		27	25	361	91	25.2	5	3	26	6	23.1	27	3	11.1	28	3	10.7	1			1			
12	421	一宮町				0	0	0	0				13	9	163	39	23.9	5	2	29	2	6.9	24	4	16.7	25	4	16.0	1			1			
12	422	陸沢町				0	0	0	0				12	10	168	34	20.2	5	3	37	4	10.8	23	2	8.7	24	2	8.3	1			2	2024年6月1日	2	2024年6月1日
12	423	長生村			令和6年度:26% 令和7 年度:27% 令和8年 度:28%	25	20	248	71	28.6	地方自治法180条の5に基づく委員会等及び地方自治法第202条の3 に基づく審議会等		20	16	227	63	27.8	5	4	21	8	38.1	23	3	13.0	24	3	12.5	1			1			
12	424	白子町		2028年3月	管理職地位にある女 性の割合を40%以上 にする	11	8	129	22	17.1	全て		10	7	107	20	18.7	5	1	25	2	8.0	22	2	9.1	23	2	8.7	1			1			
12	426	長柄町	30.0	2024年4月		27	23	258	65	25.2			12	10	122	29	23.8	4	3	30	5	16.7							1			2	2021年6月	1	
12	427	長南町	30.0	2026年3月		24	23	249	46	18.5			24	23	249	46	18.5	5	2	32	2	6.3	29	5	17.2	30	5	16.7	1			1			
12	441	大多喜町	37.0	2026年3月		21	16	163	39	23.9	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会		21	16	164	39	23.8	5	2	24	3	12.5	18	2	11.1	19	2	10.5	1			1			
12	443	御宿町				0	0	0	0				13	10	142	32	22.5	5	3	22	5	22.7	17	2	11.8	18	2	11.1	1			1			
12	463	鉾南町				0	0	0	0		目標なし		21	11	152	35	23.0	5	2	22	2	9.1	20	2	10.0	21	2	9.5	1			1			

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲					問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 等 数 女 性 委 員	女 性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 等 数 女 性 委 員	女 性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 等 数 女 性 委 員	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)			
														8	7	316	112	35.4	2	0	16	0	0.0						
		千葉市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		銚子市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		市川市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		船橋市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		館山市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		木更津市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		松戸市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		野田市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		茂原市												2	2	63	24	38.1	1	0	4	0	0.0						
		成田市												1	0	28	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		佐倉市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		東金市												2	2	152	54	35.5	0	0	0	0	0.0						
		旭市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		習志野市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		柏市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		勝浦市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		市原市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		流山市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		八千代市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		我孫子市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		鴨川市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		鎌ヶ谷市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		君津市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		富津市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		浦安市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		四街道市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		袖ヶ浦市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		八街市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		印西市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		白井市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		富里市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		南房総市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		匝瑳市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		香取市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		山武市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		いすみ市												1	1	38	18	47.4	0	0	0	0	0.0						
		大網白里市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		酒々井町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		栄町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		神崎町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		多古町												1	1	15	8	53.3	0	0	0	0	0.0						
		東庄町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		九十九里町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲				問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)			
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 等 数	女 性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 等 数	女 性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 等 数	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)			
		芝山町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		横芝光町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		一宮町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		睦沢町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		長生村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		白子町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		長柄町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		長南町												0	0	0	0	0.0	1	0	12	0	0.0						
		大多喜町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		御宿町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		鋸南町												1	1	20	8	40.0	0	0	0	0	0.0						

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	問11-1 管理職の在職状況																				問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部署への配置状況						問11-5																																																																																																																																																																																																																																																												
			管理職 総 数	うち 女性 管理職 数	女性 比 率 %	うち一般行政職			部局長 相当 職	うち 女性 数	女性 比 率 %	うち一般行政職			次長 相当 職	うち 女性 数	女性 比 率 %	うち一般行政職			課長 補佐 相当 職	うち 女性 数	女性 比 率 %	うち一般行政職			係長 相当 職	うち 女性 数	女性 比 率 %	調査 時 点 コ ー ド	その他	防 災 ・ 局 機 関 管 理	うち 女 性 数	女 性 比 率 %	うち管理職数		調査 時 点 コ ー ド	その他																																																																																																																																																																																																																																																															
						管理職 総 数	うち 女性 管理職 数	女性 比 率 %				部局長 相当 職	うち 女性 数	女性 比 率 %				次長 相当 職	うち 女性 数	女性 比 率 %				課長 補佐 相当 職	うち 女性 数	女性 比 率 %									係長 相当 職	うち 女性 数			女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性 比 率 %	女性

				市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																
				</																

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
					問12-1				問12-5		問12-7								
					問12-1-1 議員の出席を 欠席事由とし て明記した規定 (産休を含む) があるか。	問12-1-2 問1で1.を選 択した場合、 取得すること が可能な休業 期間は、次の うちどれか。	問12-1-3 問1で1.を選 択した場合、 出産に係る産 前産後期間の 明記はある か。	問12-1-4 問3で1.を選 択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5-1 問1で1.を選 択した場合、 休業期間の報酬に ついて減額の規定はあ るか。	問12-5-2 問5で1.を選 択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7-1 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、 以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてく ださい。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上 認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も 認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)								
ド ド ド	コ コ コ	コ コ コ	コ コ コ	コ コ コ	コ コ コ	コ コ コ	コ コ コ	コ コ コ	コ コ コ	コ コ コ	コ コ コ	コ コ コ	コ コ コ	コ コ コ	コ コ コ	コ コ コ	コ コ コ		
ド ド ド	コ コ コ	コ コ コ	コ コ コ	コ コ コ	コ コ コ	コ コ コ	コ コ コ	コ コ コ	コ コ コ	コ コ コ	コ コ コ	コ コ コ	コ コ コ	コ コ コ	コ コ コ	コ コ コ	コ コ コ		
12	219	市原市	1	市原市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第4条 任命権者は、前条第2項又は第3項の旧姓使用承認申請書の提出があった場合において、公務の正常な運営を妨げるおそれがあると認められるときを除き、旧姓の使用を承認するものとする。	市原市議会	1	3	1	市原市議会会議規則※第2条は本会議、第91条は委員会について明記 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。 (欠席の届出) 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。	1		市原市議会の議員の長期欠席等に係る報酬等の特例に関する条例 (適用除外) 第6条 次に掲げる事由により議員が市議会の会議等を欠席した場合は、当該欠席期間は前2条の長期欠席の日数に含まない。この場合において、第2号及び第4号から第6号までの規定に係る事由及び欠席期間については、当該各号に定めるもののほか、市原市議員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年市原市条例第21号)第13条に規定する市議員の特別休暇における事由及び期間の例によるものとする。 (3) 議員の出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項(ただし書を除く。))に規定する産前産後の期間に限る。)	1	1	1	1	1	1	1
12	220	流山市	1	旧姓使用取扱要綱 要綱のすべて	流山市議会	1	3	1	(欠席等の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき、開議時刻に遅れて出席するとき、又は会議時間中に退席しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届け出ができないときは、議長が別に指定する期間内に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1			
12	221	八千代市	1	八千代市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員(新規に採用された職員を含む。)(は、法律、条例等の規定に違反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解若しくは混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。	八千代市議会	1	2	1	八千代市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1		
12	222	我孫子市	1	我孫子市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法令等に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて旧姓を使用することができる。	我孫子市議会	1	2	1	我孫子市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1			
12	223	鴨川市	4		鴨川市議会	1	2	1	鴨川市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1				
12	224	鎌ヶ谷市	1	鎌ヶ谷市職員の旧姓使用に関する取扱規程 第2条 職員は、法令等に抵触するおそれなくかつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められる文書等について旧姓を使用することができるものとする。	鎌ヶ谷市議会	1	2	1	鎌ヶ谷市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第89条2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1		
12	225	君津市	3		君津市議会	1	2	1	君津市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1		
12	226	富津市	1	富津市職員旧姓使用取扱規程 第2条 旧姓を使用できる職員の範囲は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職に属する職員とする。ただし、婚姻等により氏を改めた後、相当の期間の経過により、その改めた氏の呼称が社会的に認知されていると認められる職員については、この限りでない。	富津市議会	1	2	1		2		1	1	1	1	1	1		
12	227	浦安市	1	浦安市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 要綱全体が該当規定となる	浦安市議会	1	2	1	浦安市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。□	2		1	1	1	1	1			
12	228	四街道市	2		四街道市議会	1	2	1	四街道市議会会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1			

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																				
				問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7									
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	議員の出産を欠席した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)									
道	区	府	町	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。																
県	村	町	コ	コ	村	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 労働基準法65条の産前産後期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間より長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定はない。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 3. 産前産後期間を明記した規定はない。 4. 期間の定めはない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他 具休例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
12	229	袖ヶ浦市	1	袖ヶ浦市一般職の職員の旧姓使用に関する規程 第1条 この規程は、一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を文書等において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	袖ヶ浦市議会	1	3	1	袖ヶ浦市議会議規則 (欠席の事由) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 八街市議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出するものとする。 (欠席の届出) 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出するものとする。	2		八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第4条 議員が長期欠席をしたときの議員報酬は、市議会の会議等を欠席した日又は長期欠席届出書の届出のあった日のいずれか早い日から、市議会の会議等に出席した日又は復帰届出書の届出のあった日のいずれか早い日の前日までの期間に応じて、その職に応じた議員報酬に次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。 2 前項の規定は、長期欠席の期間が90日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から市議会の会議等に出席した日又は復帰届出書の届出のあった日のいずれか早い日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。 長期欠席の期間 支給割合 90日を超え180日以下であるとき 100分の80 180日を超え365日以下であるとき 100分の70 365日を超えるとき 100分の50 (期末手当の減額) 第5条 6月1日及び12月1日(次項においてこれらの日を「基準日」という。)のそれぞれ前6月以内の期間において、前条に規定する議員報酬の支給の減額月があるときの期末手当の額は、その職に応じて支給されるべき期末手当に、長期欠席の期間に応じて、前条第1項の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。 2 基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の支給割合が異なる場合は、減額後に得られる期末手当の額が低い方の支給割合を適用する。 (適用除外) 第6条 次の各号に掲げる事由により議員が長期欠席をしたときは、前2条の規定は適用しない。 (1) 公務上の災害 (2) 災害その他議員の責によらない事故等の場合で、議長が公務上の災害等に準ずると認めるもの (3) 女性議員の出産 (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となった場合	1	1	1	1	1	1		
12	230	八街市	4		八街市議会	1	2	1	八街市議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 印西市議会議規則 第2条第2項 議員は出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		印西市議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員が疾病等により、議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬の月額は、その職に応じた議員報酬の月額に、市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「議員活動ができない期間」という。))に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 議員活動ができない期間 /割合 90日を超え180日以下であるとき /100分の80 180日を超え365日以下であるとき /100分の70 365日を超えるとき /100分の60 2 前項の規定は、議員活動ができない期間が90日を経過する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月、以下これを「減額月」という。)から、議員活動ができない期間に相当する期間、減額月の議員報酬の月額を基礎として適用する。この場合において、議員資格を失う等減額月に受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は、適用しない。 3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合、減額月の初日から末日まで減額して支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その減額月の現日数を基礎として日割によって計算する。 (期末手当の減額) 第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)のそれぞれの前6月以内の期間において、議員報酬が減額支給された月があるときの期末手当の額は、その職に応じた期末手当の額に、議員活動ができない期間に応じて、前条第1項の表に定める割合を乗じて得た額とする。 2 基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の減額割合が異なる場合は、高い方の減額割合を適用する。	1	1	1	1	1	1		
12	231	印西市	2		印西市議会	1	2	1	白井市議会議規則 第2条第2項 議員が、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。 富里市議会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1			
12	232	白井市	1	白井市職員旧姓使用取扱要領 第1条 この要領は、白井市に勤務する一般職の職員(臨時及び非常勤の職員を除く、以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	白井市議会	1	2	1	富里市議会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			1	1	1	1	1	1			
12	233	富里市	3		富里市議会	1	2	1	南房総市議会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	2		
12	234	南房総市	1	南房総市職員の旧姓使用に関する要領 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、任命権者に届出をして、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 ・匠達市一般職の職員の旧姓使用に関する取扱要綱 ・匠達市立学校長費負担教職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (兼習) 第1条 この告示は、匠達市一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 ・匠達市立学校長費負担教職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (兼習) 第1条 この告示は、県費負担教職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を文書等において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	南房総市議会	1	2	1	匠達市議会議規則 (欠席の届出)第2条第2項 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1				
12	235	匠達市	1	匠達市一般職の職員の旧姓使用に関する取扱要綱 ・匠達市一般職の職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (兼習) 第1条 この告示は、匠達市一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 ・匠達市立学校長費負担教職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (兼習) 第1条 この告示は、県費負担教職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を文書等において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	匠達市議会	1	2	1		2		1	1	1	1	1	1			

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査		
問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		
議 会 名		
問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。		
問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。		
問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。		
問12-4 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		
問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		
問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○		

都	市	市			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査										
					問11－3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12－1	問12－2	問12－3	問12－4	問12－5		問12－6		問12－7
道	区	区					議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問5で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。		議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)
府	町	町													
県	村	村													
コ	コ	村													
ノ	ノ	名													
ド	ド	名													
12	410	横芝光町	4			横芝光町議会	1	2	1	横芝光町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				
12	421	一宮町	2			一宮町議会	1	2	1	一宮町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前の日(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				
12	422	睦沢町	3			睦沢町議会	1	2	1	睦沢町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				
12	423	長生村	1			長生村議会	1	2	1	長生村議会会議規則 (欠席等の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため会議に出席することができないとき、又は遅刻し、若しくは早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届出をすることができない場合は、その事情がなくなった後、速やかに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				
12	424	白子町	4			白子町議会	1	3	1	白子町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				
12	426	長柄町	1			長柄町議会	2								
12	427	長南町	4			長南町議会	1	2	1	長南町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2				
12	441	大多喜町	1			大多喜町議会	1	2	1	大多喜町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				
12	443	御宿町	4			御宿町議会	1	2	1	御宿町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員が公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				
12	463	鯨南町	2			鯨南町議会	1	2	1	鯨南町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）
------	------------------------------

都	市	市	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む） における具体的な役割	
			問12－8 議員の利用 することので きる保育施設等 が議会に設置 または提供さ れているか。	問12－9 議員の利用す ることのでき る授乳室等が 議会に設置ま たは提供され ているか。	問12－10 議会における ハラスメント防 止に関する取 組（ハラスメン ト防止に関す る議員向け研 修を除く。）を 行っています か。	問12－11 問12－10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次の うちどれか。			問12－12 問12－11で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－13 ハラスメント防 止に関する議 員向け研修を 行っています か。	問12－14 当該研修におい て、令和4年4月 に内閣府が公表 した教材動画「政 治分野における ハラスメント防 止研修教材」を利 用している又は 利用する予定は ありますか。	問12－15 男女共同参 画に関する研 修（ハラスメン ト防止に関す るもの以外） を行っています か。	問12－16 議会において、 通称又は旧姓の 使用を認めてい ますか。	問12－17 問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－18 政治分野の男女共同参画の ために実施していることがあ ればご記入ください。	問13 男女共同参 画担当部局 又は男女共 同参画セン ターの具体 的な役割が明確 に位置づけら れているか。	問13－1 左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
道	区	区															
府	町	町															
県	村	村															
コ	コ	村															
ド	ド	名															
			0	3	12					16	5	0	4			11	
			1	4	8	10	1	3		8	5	5	21			41	
			0	1	34					30	14	49	1			2	
			53	46									28				
12	100	千葉市	4	4	3					2	3	3	2		特になし	1	千葉市地域防災計画 共通編 第1章 総則 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務 の大綱 第7 公共的団体及びその他防災上重 要な施設の管理者 公益財団法人文化振興財団(千葉市男女共 同参画センター) 1女性相談に関すること
12	202	銚子市	4	4	2					2	3	3	4		特になし	2	
12	203	市川市	4	4	3					3		3	2			2	
12	204	船橋市	4	4	2					1	1	3	2			1	地域防災計画 災害時の分掌事務として、「救助・救命期は市社会福祉協議会と の連絡調整、ボランティアの把握及びボランティアの要請に関する こと、復旧期は、救助・救命期の業務に加え、女性相談窓口の開 設」が位置づけられている。(地震2.1-17)
12	205	館山市	4	4	3					1	1	3	2			2	
12	206	木更津市	4	4	1	1			木更津市議会議員政治倫理条例 第5条第1項第6号 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守するものとする。 その権限又は地位を利用して嫌がらせ、強制、圧力、その他人権侵害 のおそれのある行為をしないこと。	3		3	4			2	
12	207	松戸市	4	4	1	1			松戸市議会政治倫理基準(申合せ事項) 10 異性の職員に一人に対処する時には、就業時間内(午前8時30分 から午後5時まで)であることや部屋を密閉状態にしない。 11 職員への対応は、原則就業時間の中で行うとともに、威圧的な言 動は厳に慎み、理性和節度をもって行わなければならない。	1	3	3	2			1	女性視点の防災体制の充実 女性防災リーダーや女性の防災の担い手を育成するため、男女共 同参画課、松戸市男女共同参画推進団体等と連携し、女性視点 の防災に関する知識の普及、啓発、ネットワークづくりを推進する (地域防災計画 震-41)
12	208	野田市	4	4	3					1	3	3	2			2	
12	210	茂原市	4	4	3					3		3	2			2	
12	211	成田市	4	4	1	1			成田市議会議員政治倫理条例 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1)法令を遵守し、議会及び議員の名誉及び品位を損なう行為を慎 み、疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。 (7) その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為 その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	1	2	2	2			2	
12	212	佐倉市	4	2	1	1			佐倉市議会議員政治倫理条例 (政治倫理基準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (6) その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行 為をしないこと。 (7) セクシャル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性的な言動又は行為を いう。)その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	1	1	3	2			1	佐倉市地域防災計画 多様化するニーズへの対応についての周知にあたっては、市民部 自治人権推進 課や男女平等参画を推進する拠点施設においても、危機管理部 危機管理課と連携を図りながら実施に努める。
12	213	東金市	4	4	1	1			東金市議会議員政治倫理規程 第3条第4号 市議員の公正な職務執行を妨げ、権限や地位による影響力を不正 に行使するような働きかけ(ハワーハラスメント・強要・恫喝・口利き等に類 する行為)をしないこと。	3		3	4			2	
12	215	旭市	4	4	3					3		3	4			2	
12	216	習志野市	4	1	3					3		3	2		特になし	1	習志野市地域防災計画口 ●災害応急活動体制の確立(震-3-9、風-3-10) ※災害対策本部の事務分掌として、協働経済部(男女共同参画 センター含む)が行うものを記載している。 ●避難所の運営に当たっての配慮(震-3-50、風-3-55) 「女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センター などと連携し、積極的に活用するものとする。」
12	217	柏市	4	1	1	1	2		柏市議会ハラスメント防止条例 第4条 議員は、市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に 高い倫理観を持ち、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努 めなければならない。	1	1	3	2		特になし	2	

市 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 兩 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む） における具体的な役割	
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12-11 問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。			
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。（常設） 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. ハラスメント（倫理規定等）防止に関する規定 2. ハラスメントを設置している議員向け相談窓口を設置している 3. その他 その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他（不明等）					
12	218	勝浦市	4	4	3					3		3	4		1	勝浦市地域防災計画口 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備 第2編地震津波編 第1章災害予防計画 第13節防災体制の整備 10項口		
12	219	市原市	2	2	1	1			市原市議会議員政治倫理条例 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。 (4) その地位を利用して他者へのハラスメント行為、誹謗中傷その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	1	3	3	4			2		
12	220	流山市	4	4	3					1	1	3	2		1	流山市地域防災計画 市は、男女共同参画の視点から、流山市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化するよう努める。（地震災害対策編 第2章 第1節 第5 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備）		
12	221	八千代市	4	4	3					3		3	4		1	八千代市災害対応マニュアル 各避難所等の情報収集及び相互支援ネットワークを活用した情報発信等 女性消防団と連携した各避難所のニーズ把握及び対応		
12	222	我孫子市	4	4	3					3		3	2		2			
12	223	鴨川市	4	4	1	1			鴨川市議会ハラスメント防止条例 （議員の責務） 第4条 議員は、市民の代表者として常に高い倫理観をもち、ハラスメントが個人の人格及び尊厳を不当に侵す人権侵害に当たたることを認識し、ハラスメントの防止及び根絶に努めなければならない。 2 議員は、自らの行為がハラスメントの疑いがあると他の者から疑われたときは、自ら誠実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。 3 議員は、議員間のハラスメント又は議員から職員に対するハラスメントに当たたる行為があると認める事態に遭遇したときは、当該行為を行っている議員に対し、厳に堪むべき旨を指摘するよう努めるとともに、議長に対し当該事態を報告しなければならない。	1	2	3	4			2		
12	224	鎌ヶ谷市	4	4	3					3		3	2		2			
12	225	君津市	4	4	3					3		3	2		2			
12	226	富津市	4	4	3					3		3	4		2			
12	227	浦安市	4	4	2					3		3	2		2			
12	228	四街道市	4	4	3					3		3	2		2	特になし		
12	229	袖ヶ浦市	4	4	3					1	3	3	1	袖ヶ浦市議会会議規則等に関する申合せ事項 30.その他(8)旧姓等の使用については、あらかじめ議長に申し出るものとする。		2		
12	230	八街市	4	4	3					3		3	2		2			
12	231	印西市	4	4	1			3	注意喚起	3		3	4		2			
12	232	白井市	4	4	3					3		3	4		2			
12	233	富里市	4	3	2					2	3	2	2		2			
12	234	南房総市	4	4	2					2	2	2	4		2			
12	235	匝瑳市	4	4	3					3		3	4		2			
12	236	香取市	4	1	3					3		3	4		2			
12	237	山武市	4	2	1	1		3	山武市議会議員政治倫理規程 （政治倫理基準） 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、権限や地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。 (5) 市職員の人事に関し、不当な関与をしないこと。	1	2	3	4			3		
12	238	いすみ市	4	4	3					3		3	2		2			
12	239	大網白里市	4	4	3					3		3	4		2			
12	322	酒々井町	4	4	3					3		3	4		2			
12	329	栄町	4	4	3					1	3	3	4		2			
12	342	神崎町	4	4	3					3		3	4		2			
12	347	多古町	4	4	2					1	3	3	4		2			
12	349	東庄町	4	4	2					2	3	2	4		2			

道	区	府	町	区	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 兩 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割				
					問12-8	問12-9	問12-10	問12-11			問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1				
					議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。				
県	村	町	村	名	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	1. 専用の場所が設置されている。(常設)	2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	3. 設置または提供する予定である。	4. なし	1. 行っている。	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。	2. 行っていないが、今後、行う予定である。	3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。	2. 位置づけられていない。	3. その他(不明等)	
12	403	九十九里町			4	4	3									1	3	3	4			2	
12																							
12	409	芝山町			4	4	3									2	3	3	1			2	
12																							
12	410	横芝光町			4	4	3									3		3	4			1	横芝光町地域防災計画 第2編 地震・津波編; 第2章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災等からの避難と応急対策 第5 避難所の開設 実施機関: 環境防災部、企画空港部、税務部、住民部、教育部、社会文化部 4 町は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営者に入れる。 また、避難所における女性への配慮として、更衣室やトイレ等施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付等、運営上の配慮等に努める。 第3編 風水害等編; 第2章 災害応急対策計画 第4節 避難計画 第5 避難所の開設 (4)町は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営者に含める。また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレ等施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付等、運営上の配慮等に努める。なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センター等を積極的に活用する。
12	421	一宮町			4	2	3									3		3	4			1	一宮町地域防災計画 女性用更衣室やトイレなど施設の利用場の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配布など、女性が利用する施設に対して配慮するほか、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。(P156)
12																							
12	422	睦沢町			4	4	3									3		3	1			3	
12																							
12	423	長生村			4	4	1	1								1	3	3	4			2	
12	424	白子町			4	4	3									3		3	4			2	
12	426	長柄町			4	4	2									3	0	2	3		特になし	2	

市 区 町 村	市 区 町 村 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているかどうか。	問12-11 問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-12 問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあれば記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。	
千葉県	市 区 町 村 名	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1 ・ ハ ラ ス メ ン ト (倫 理 メ ン ト 等 防 止 に 関 する 規 定	2 ・ ハ ラ ス メ ン ト に 関 する 議 員 向 け 相 談 窓 口 を 設 置 し て い る	3 ・ そ の 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
		12 427 長南町	4	4	1			3	ハラスメント防止に関する規定を現在策定中である。	2	2	3	2			2	
		12 441 大多喜町	4	4	3					2	3	3	4			1	大多喜町地域防災計画 エ 女性への配慮 避難所の運営にあたっては、男女双方の要望や意見を反映するため、可能な限り女性も避難所運営委員会の役員に選出するよう努める。また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレ等施設の利用上の配慮、女性専用スペースの確保、女性相談窓口や女性専用の物資配布等運営上の配慮等が必要である。なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。
		12 443 御宿町	4	4	3					3		3	1	御宿町議会議員通称名使用取扱規程 (承認) 第2条 議員は、議長の承認を受けて、次に掲げる事項を除き、通称名を使用することができる。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 辞職願 (3) 給与、旅費及び費用弁償の支給に関する書類 (4) 源泉徴収票の名義 (5) 叙位及び叙職の申請 (6) 在職証明書等各種証明書 (7) 千葉県町村議会議員共済会に関する各種届出書 (8) その他通称名の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの		2	
		12 463 鑑南町	4	4	3					3		3	4			2	